

防災備蓄収納マスタープランナー資格について

1. マスタープランナー資格の発行条件は以下のとおり。

受験資格について	マスター認定試験日までに「2級」と「1級」の両資格が必要
	最低1回は「2級」講座のオブザーブが必要
途中キャンセルの取り扱い	認定証の発行なし
試験内容について	筆記、2級講師実技、収納施行実技
認定証発行について	当協会と契約書を交わし、約1ヶ月後発行
更新について	2年に一度の更新研修受講

2. マスタープランナー特典については以下のとおり

当協会 HP にて	顔写真、プロフィール、ホームページを紹介
	認定講座開催の紹介(2019年4月まで無料)
ロゴ使用許可	スローガンロゴを提供し、業務資料に使用することを許可する
受講料の特典	当協会主催、代表長柴主催の講座は半額(他協会の認定講座を除く)
	2級講座のオブザーブ2回目以降は無料
業務委託	特に優秀なマスタープランナーにはパートナースタッフとして業務を委託

3. マスタープランナー名称の使用許諾条件については以下のとおり

更新について	2年に一度の更新研修受講
更新料について	30,000円/回(税別・認定更新料と研修費)
更新研修に参加できない場合の取り扱い	更新日の翌年4月までに個人面談を行う(更新料以外に別途追加料金あり)
期間内に更新しない場合の措置	認定講師の活動停止、マスタープランナー名称の使用停止、特典使用不可
休会等の取り扱い	災害などの事故、病気等による活動休止は申請を行い、当協会と協議する
停止、または休会後の活動再開について	特別研修を受ける(更新料と別途追加料金あり)

4. 契約・更新・有効期限のイメージ

契約年から2年後が更新時期のため、その間に更新研修を受講する。

更新研修に参加できない場合、翌年の4月までに個人面談を受ける。

ただし、有効期限は更新研修日から2年間とする。

(例)2017年4月取得→更新研修日2019年4月とした場合、

・更新研修日に受講できる場合、次の有効期限は2019年5月～2021年4月となる。

・更新研修日に受講できない場合、2020年4月末までに個人面談を受ける。ただし、次の有効期限は2019年5月～2021年4月となる。

5. その他

ご質問については、当協会スタッフにお聞きください。